

事務連絡
平成25年7月1日

各都道府県
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各国公立大学
各国公立高等専門学校
厚生労働省
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省高等教育局大学振興課

第3回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)

各学校等におかれましては、日頃より、租税教育の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、平成25年5月15日に開催した第3回租税教育推進関係省庁等協議会総会(構成員については別紙1参照)において、文部科学省、総務省、国税庁は協議を行い、別紙2のとおり合意確認しました。租税教育推進関係省庁等協議会は、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)に基づき、国税庁の依頼を受けて関係3省庁で発足させたものです。

関係各位におかれましては、合意事項を十分御理解の上、引き続き租税教育の充実に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校・各種学校を含む。以下同じ。)及び城内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学におかれては、その管下の学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の学校に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

(本件担当)

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2939)

初等中等教育局教育課程課
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2073)

高等教育局大学振興課
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2493)

租税教育推進関係省庁等協議会会則(抜粋)

第3条(組織)

協議会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省 大臣官房 総括審議官

総務省 大臣官房 審議官(税務担当)

国税庁 次長

第7条(運営委員会)

1 協議会の事務を行うために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省 大臣官房 政策課長

文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課長

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課長

文部科学省 高等教育局 大学振興課長

総務省 自治税務局 企画課長

国税庁 長官官房 総務課長

国税庁 長官官房 広報広聴官

3 会長が必要と認めるときは、運営委員会に、賛助会員等を参加させることができる。

平成25年 5月15日

第3回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項

平成25年 5月15日に開催した第3回租税教育推進関係省庁等協議会総会において、文部科学省、総務省、国税庁等は下記の事項について協議を行い、合意確認した事項について、連携・協調して関係機関等に周知・伝達することを確認する。

記

1 合意事項

(1) 学習指導要領の着実な実施

租税に関する指導内容（意義、役割、国民としての義務等）を明記した小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の着実な実施を図る。

(2) 「租税教育の充実」についての一層の周知徹底

平成23年12月に発遣した通知の趣旨について、引き続き周知徹底を図る。

(3) 租税教育の充実に向けた具体的取組

イ 社会科・公民科のみならず関係する教科等においても、租税教育など社会との接点にかかわる教育を重視し、中・高校生の社会参画に係る実践力を育成するための取組を推進する。

ロ 教育関係団体の協力を得て、租税教育に関するシンポジウムを開催する。

ハ 教員等に対する意識啓発を図るため、租税教育の充実に資する取組事例（教員の指導力向上に向けた教員研修など）を教育委員会等に配布し、各地域や学校における活用を促す。

2 継続協議事項

○ 租税教育に関する授業の充実

(1) 税に関する授業等の実態把握を実施する。

(2) 高校生に対し、租税の役割や申告納税制度の意義等を正しく理解させるための方策について検討する。

文部科学省 総括審議官
総務省 官房審議官
国税庁 次長